

## 障害者自立支援法一部「改正」案に対する抗議声明

私たちは、障害者自立支援法一部「改正」案が、5月28日に衆議院厚生労働委員会、5月29日に衆議院本会議、さらに6月1日には参議院厚生労働委員会で、それぞれわずかな審議時間で、民主・自民・公明などの多数の賛成で可決されたことに強く抗議し、その廃案を強く求めます。

同「改正」案は、下記の点で道理に反し、また障害者の尊厳を冒瀆したものであり、障害当事者や関係者に受け入れがたいものです。

1. 「改正」案の作成と提案は、障害者や関係者の意見を聞く機会を設けず、提案することさえ知らされなかったという唐突なものである。
2. 厚生労働大臣が就任時の発言、また障害者自立支援法訴訟団との和解条項にある「応益負担の廃止」が盛り込まれていない。
3. 「新たな法整備までの暫定」といいながら、期限を設けない立法は障害者自立支援法の存続に固執するものと言わざるを得ない。
4. 障害者自立支援法に代わる新しい法制度を検討している障がい者制度改革推進会議の意見と議論の内容が反映されていない。ましてや、同会議は現政権全体が構成する本部のもとで審議継続中であり、障害者とその関係者を翻弄するものである。
5. 地域格差や予算不足など多くの問題点を含むコミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）はまったく手つかずであり、聴覚障害者の暮らしや手話通訳制度の向上に結びつく内容になっていない。

これらの問題点は、障害者自立支援法制定時の問題点である「拙速」「当事者不在」「コミュニケーション保障の軽視」を繰り返した結果生じたと考えられます。また、制度改革推進会議が国内適用を目指して議論している国連障害者権利条約の制定時に障害者の参画を保障する共通理念「私たち抜きに私たちのことを決めないで」に反しています。

私たちは、上記の認識に立ち、同「改正」案の廃案を強く求めるとともに、当事者・関係者、多くの市民の方々と連帯し、真に聴覚障害者をはじめとする障害者福祉と手話通訳制度の向上に結びつく新たな法制度の構築を一人の会員と共に目指します。

2010年6月7日  
全国手話通訳問題研究会運営委員会